

平成 28 年第 1 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 28 年第 1 回	平成 27 年第 1 回
1 条 例	15	15
(1) 制 定	4	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	11	13
(4) 廃 止	0	2
2 予 算	11	11
(1) 一 般 会 計	2	2
(2) 特 別 会 計	7	8
(3) 企 業 会 計	2	1
3 その他の議案等	3	5
計	29	31

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 28 年第 1 回	平成 27 年第 1 回
1 承 認	1	0
(1) 条 例	1	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	0 (2)	4
計	0 (2)	0

※ () は開会日以降に配布予定

平成28年第1回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同意

1 副町長の選任について

次の者を平成28年4月1日から副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 ^{くわ} ^{はら} ^{たか} ^{のり}
栗 原 孝 典 (再任)

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

2 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成28年5月16日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 ^{いし} ^{はら} ^{ひろ} ^{たか}
石 原 弘 幸 (再任)

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

第2 承認（専決処分：条例（一部改正））

東浦町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
個人の町民税等の減免に係る申告書に個人番号を記載しないこととする。
施行日：公布の日

第3 議案：条例（制定）

1 東浦町職員の降給に関する条例の制定について

地方公務員法の規定に基づき、職員の降給に関し必要な事項を定める。

施行日：平成28年4月1日

・ 条例に規定する事項

（1）降給の種類

ア 降格

イ 降号

（2）降格及び降号の事由

（3）その他必要な事項

2 東浦町職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正（公布：平成26年5月14日 施行：平成28年4月1日）

に伴い、職員の退職管理に関し条例で定めることができるとされた事項を定める。

施行日：平成28年4月1日

（1）再就職者に対して次のように規制する。

対象者	要件	禁止事項	期間
課長級及び次長の職にあった者	離職日の5年前の日より前から課長級及び次長の職にあった者が営利企業等に再就職した場合	本町と再就職先との間での契約等であって、離職日の5年前の日より前の職務（退職者本人が所属長等として所掌していたもののみ。）に属するものに関し、職員に対して働きかけをすること。	離職後2年間

- (2) 課長級以上の職にあった職員が、離職後 2 年間、営利企業等に再就職する場合は、離職した職の任命権者に届出を行うこととする。

3 東浦町行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法の全部改正（公布：平成26年 6 月13日 施行：平成28年 4 月 1 日）に伴い、条例で定めることとされた事項として東浦町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定める。

施行日：平成28年 4 月 1 日

・規定する主な内容

委員の人数の上限、委員の要件、委員の任期等

4 東浦町行政不服審査に関する手数料条例の制定について

行政不服審査法の全部改正（公布：平成26年 6 月13日 施行：平成28年 4 月 1 日）に伴い、条例で定めることとされた行政不服審査における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定める。

施行日：平成28年 4 月 1 日

・手数料の額

白黒で複写又は出力したもの 1 面につき10円等

第4 議案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

地方公務員法の一部改正（公布：平成26年5月14日 施行：平成28年4月1日）に伴い、関係する条例の規定を整備する。

施行日：平成28年4月1日

・改正する条例

- (1) 東浦町職員の給与に関する条例
- (2) 東浦町職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 東浦町職員の育児休業等に関する条例
- (4) 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (5) 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (6) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

2 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

職員の給与を改める。

施行日：公布の日等

(1) 東浦町職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 一般職の給料月額の改正

給料月額を平均0.4%引き上げる。

イ 勤勉手当（支給割合）の改正（平成27年度）

(ア) 一般職（再任用職員以外）

12月期：100分の75 → 100分の85

(イ) 再任用職員

12月期：100分の35 → 100分の40

(2) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第2条関係）

ア 特定任期付職員の給料の改正

給料月額を 1,000 円引き上げる（一部除く）。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正（平成 27 年度）

100 分の 155 → 100 分の 160

(3) 東浦町職員の給与に関する条例（第3条関係）

ア 町内在住職員に対する住居手当の増額

支給上限額である 27,000 円を超えない範囲で、最大 3,500 円増額する。

イ (1) イの引上げ割合の平準化（平成 28 年度以降）

(ア) 一般職（再任用職員以外）

6 月期：100 分の 75 → 100 分の 80

12 月期：100 分の 85 → 100 分の 80

(イ) 再任用職員

6 月期：100 分の 35 → 100 分の 37.5

12 月期：100 分の 40 → 100 分の 37.5

(4) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

(2) イの引上げ割合の平準化（平成 28 年度以降）

6 月期：100 分の 155 → 100 分の 157.5

12 月期：100 分の 160 → 100 分の 157.5

- 3 東浦町証人等の実費弁償に関する条例及び東浦町職員定数条例の一部改正について
農業委員会等に関する法律の一部改正（公布：平成27年9月4日 施行：平成28年
4月1日）に伴い、関係する条例の規定を整理する。
施行日：平成28年4月1日

・改正する条例

（1）東浦町証人等の実費弁償に関する条例

（2）東浦町職員定数条例

- 4 東浦町自治功労者表彰条例の一部改正について
表彰対象者のうち、刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に
処せられた者（刑の消滅した者を除く。）等は表彰しないこととする等
施行日：公布の日

- 5 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
東浦町議会の議員の期末手当の額を改める。
施行日：公布の日等

（1）期末手当（支給割合）の改正（平成27年度）

12月期：100分の162.5 → 100分の167.5

（2）（1）の引上げ割合の平準化（平成28年度以降）

6月期：100分の147.5 → 100分の150

12月期：100分の167.5 → 100分の165

- 6 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
東浦町特別職の職員の期末手当の額を改める。
施行日：公布の日等

- (1) 期末手当（支給割合）の改正（平成 27 年度）
12 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 167.5
- (2) (1) の引上げ割合の平準化（平成 28 年度以降）
6 月期：100 分の 147.5 → 100 分の 150
12 月期：100 分の 167.5 → 100 分の 165

- 7 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について
行政不服審査法の全部改正（公布：平成26年 6 月13日 施行：平成28年 4 月 1 日）
等に伴い、関係する条例の規定を整備する。
施行日：平成28年 4 月 1 日等

・改正する条例

- (1) 東浦町職員の給与に関する条例
(2) 東浦町消防団員等公務災害補償条例
(3) 東浦町職員の退職手当に関する条例
(4) 東浦町固定資産評価審査委員会条例
(5) 東浦町行政手続条例
(6) 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(7) 東浦町情報公開条例
(8) 東浦町個人情報保護条例

- 8 東浦町母子家庭等医療費支給条例及び東浦町遺児手当支給条例の一部改正について
学校教育法等の一部改正（公布：平成 27 年 6 月 24 日 施行：平成 28 年 4 月 1 日）
に伴い、関係する条例の規定を整理する。
施行日：平成 28 年 4 月 1 日

・改正する条例

（１）東浦町母子家庭等医療費支給条例

（２）東浦町遺児手当支給条例

- 9 東浦町遺児手当支給条例の一部改正について
遺児手当の支給期間及び支給額を改める。
施行日：平成29年 4 月 1 日

（１）支給期間の終期の原則

支給事由の消滅した月分まで → 支給開始月から60月分

（２）支給額（月額）

3,500円 → 5,000円

- 10 東浦町先端産業育成条例の一部改正について
本条例の有効期限を廃止する。
施行日：公布の日

- 11 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について
愛知県道路占用料条例の改正に準じて、道路占用料等の額を改める。
施行日：平成28年4月1日

・改正する条例

- (1) 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例
(2) 東浦町都市公園条例
(3) 東浦町道路占用料条例
(4) 東浦町公共用物管理条例

第5 町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定するものとする。

整理番号	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1 3 0 3	森岡 303 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 3 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 3 街区 3	
1 3 0 4	森岡 304 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 4 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 4 街区 5	
1 3 0 5	森岡 305 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 2	
1 3 0 6	森岡 306 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 6 街区 1	
1 3 0 7	森岡 307 号線	東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 1	
		東浦上割木土地区画整理事業仮地番 7 街区 9	
4 3 7 8	石浜 378 号線	東浦町大字石浜字下庚申坊 19 番 9	
		東浦町大字石浜字下庚申坊 19 番 1	